

令和8年3月岡崎市議会定例会 提出議案概要

提出件数

- 1 議案 72件
- 2 報告事項 4件

区 分	承認	認定	その他	条例	予算	同意	諮問	計
議 案	1	—	17	25	28	1	—	72
(当初発送)	(1)	—	(17)	(25)	(28)	—	—	(71)
(追加提出) (閉会日提出分)	—	—	—	—	—	(1)	—	(1)
報告事項	—							4

招集告示日及び議案発送日

- 1 招集告示日 令和8年2月19日（木）
- 2 議案発送日
 - (1) 当初発送 令和8年2月19日（木）
 - (2) 追加提出 定例会閉会日（令和8年3月23日（月））予定

承認（１件） 2月19日発送

件名	概要	要		
令和7年度岡崎市一般会計補正予算の専決処分について	衆議院議員総選挙に要する経費に係る予算を措置するもの			
	(単位：千円)			
	会計別	補正前の額	補正額	補正後の額
	一般会計	162,365,680	178,134	162,543,814
	特別会計	75,584,031	0	75,584,031
	企業会計	67,133,385	0	67,133,385
	計	305,083,096	178,134	305,261,230
	(一般会計)			
	歳入歳出予算款別補正額			
	(単位：千円)			
款	歳入補正額	款	歳出補正額	
17 県支出金	175,710	2 総務費	178,134	
20 繰入金	2,424			
歳入合計	178,134	歳出合計	178,134	
(単位：千円)				
区分	経費の概要			
総務費	衆議院議員総選挙費 178,134			
承認第1号 (財政課)	令和8年1月14日専決			

その他（17件） 2月19日発送

件名	概要								
包括外部監査契約について 第1号議案 (総務文書課)	包括外部監査人の監査を受けるとともに当該監査の結果に関する報告書の提出を受ける契約を行うもの 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 契約金額 11,258,000円を上限とする額 支払方法 監査の結果に関する報告書提出後に一括払い 相手方 公認会計士 都 成哲								
特定事業の契約の変更に ついて 第2号議案 (スポーツ振興課)	岡崎市龍北総合運動場整備事業の契約（令和7年3月21日の議決を経て締結したもの）を次のように変更するもの <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>契約金額</th></tr> <tr> <td>変更前</td><td>5,357,224,512円</td></tr> <tr> <td>変更後</td><td>5,399,503,892円</td></tr> <tr> <td>増 減</td><td>42,279,380円増額</td></tr> </table>	区 分	契約金額	変更前	5,357,224,512円	変更後	5,399,503,892円	増 減	42,279,380円増額
区 分	契約金額								
変更前	5,357,224,512円								
変更後	5,399,503,892円								
増 減	42,279,380円増額								
特定事業の契約の変更に ついて 第3号議案 (保健政策課)	岡崎げんき館整備運営事業の契約（令和7年3月26日の専決を経て締結したもの）を次のように変更するもの <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>契約金額</th></tr> <tr> <td>変更前</td><td>12,004,669,543円</td></tr> <tr> <td>変更後</td><td>12,097,379,967円</td></tr> <tr> <td>増 減</td><td>92,710,424円増額</td></tr> </table>	区 分	契約金額	変更前	12,004,669,543円	変更後	12,097,379,967円	増 減	92,710,424円増額
区 分	契約金額								
変更前	12,004,669,543円								
変更後	12,097,379,967円								
増 減	92,710,424円増額								
特定事業の契約の変更に ついて 第4号議案 (保健政策課)	岡崎市火葬場整備運営事業の契約（令和7年3月21日の議決を経て締結したもの）を次のように変更するもの <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>契約金額</th></tr> <tr> <td>変更前</td><td>5,715,307,535円</td></tr> <tr> <td>変更後</td><td>5,745,932,497円</td></tr> <tr> <td>増 減</td><td>30,624,962円増額</td></tr> </table>	区 分	契約金額	変更前	5,715,307,535円	変更後	5,745,932,497円	増 減	30,624,962円増額
区 分	契約金額								
変更前	5,715,307,535円								
変更後	5,745,932,497円								
増 減	30,624,962円増額								
工事請負の契約について 第5号議案 (保育課)	岡崎市福岡南保育園大規模改修工事（週休2日）の契約を行うもの 工事概要 1 管理保育棟大規模改修 鉄筋コンクリート造2階建て 延べ792.72㎡ 外部改修工事一式、内部改修工事一式 2 屋外倉庫棟及び便所・倉庫棟増築 屋外倉庫棟 木造平家建て 延べ24.84㎡ 便所・倉庫棟 木造平家建て 延べ17.39㎡ 3 外構工事一式 契約方法 一般競争入札 契約金額 222,970,000円 完成期限 令和9年3月19日 相手方 サンモク工業株式会社								

件名	概要	要											
特定事業の契約の変更に ついて 第 6 号議案 (こども発達相談センター)	岡崎市こども発達センター等整備運営事業の契約（令和 7 年 3 月 21 日の議決を経て締結したもの）を次のように変更するもの <table><tr><td>区 分</td><td>契約金額</td></tr><tr><td>変更前</td><td>5, 863, 097, 622円</td></tr><tr><td>変更後</td><td>5, 913, 020, 974円</td></tr><tr><td>増 減</td><td>49, 923, 352円増額</td></tr></table>	区 分	契約金額	変更前	5, 863, 097, 622円	変更後	5, 913, 020, 974円	増 減	49, 923, 352円増額				
区 分	契約金額												
変更前	5, 863, 097, 622円												
変更後	5, 913, 020, 974円												
増 減	49, 923, 352円増額												
市道路線の廃止について 第 7 号議案 (道路維持課)	市道の路線を整備するため、市道を廃止するもの 羽根中田 1 号線ほか30路線（延長7, 277. 6m）												
市道路線の認定について 第 8 号議案 (道路維持課)	市道の路線を整備するため、市道を認定するもの 羽根北町線ほか44路線（延長8, 435. 7m）												
工事請負に関する契約に ついて 第 9 号議案 (道路建設課)	一般国道 1 号への都市計画道路岡崎環状線事業に伴う岡崎地区 交差点改良工事（仮称）の委託の契約を行うもの 工事概要 交差点改良工事一式、電線共同溝整備工事一式 契約方法 随意契約 契約金額 749, 160, 881円 履行期限 令和10年12月28日 相 手 方 国土交通省中部地方整備局												
財産の無償貸付け及び減 額貸付けの変更について 第10号議案 (まちづくり推進課)	岡崎駅西口自転車等駐車場用地活用事業に係る施設の用地とし て貸し付けた土地（令和 7 年 3 月 21 日の議決を経て貸し付けたも の）を次のように変更するもの <table><tr><td rowspan="2">区 分</td><td colspan="2">減額後の貸付料</td></tr><tr><td colspan="2">駐輪場及び商業機能 （飲食及び物販）の導 入に供する部分</td></tr><tr><td>変更前</td><td>1 m²当たり月額273円</td><td>1 m²当たり月額136円</td></tr><tr><td>変更後</td><td>1 m²当たり月額278円</td><td>1 m²当たり月額139円</td></tr></table>	区 分	減額後の貸付料		駐輪場及び商業機能 （飲食及び物販）の導 入に供する部分		変更前	1 m ² 当たり月額273円	1 m ² 当たり月額136円	変更後	1 m ² 当たり月額278円	1 m ² 当たり月額139円	
区 分	減額後の貸付料												
	駐輪場及び商業機能 （飲食及び物販）の導 入に供する部分												
変更前	1 m ² 当たり月額273円	1 m ² 当たり月額136円											
変更後	1 m ² 当たり月額278円	1 m ² 当たり月額139円											

件名	概要								
財産の無償貸付け及び減額貸付けの変更について 第11号議案 (まちづくり推進課)	東岡崎駅周辺地区整備北東街区有効活用事業に係る施設（北店舗棟、駐車場棟及びホテル棟）の用地として貸し付けた土地（平成29年6月23日の議決を経て貸し付けたもの）を次のように変更するもの <table> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>変更前</td><td> 減額後の貸付料 1 m²当たり月額275円（駐輪場部分にあっては、1 m²当たり月額137円） 貸付料の改定 平成29年から3年ごとに固定資産税路線価の増減割合に応じて貸付料を改定する。 </td></tr> <tr> <td>変更後</td><td> 貸付料 年額16,797,182円 </td></tr> </table>	区 分	内 容	変更前	減額後の貸付料 1 m ² 当たり月額275円（駐輪場部分にあっては、1 m ² 当たり月額137円） 貸付料の改定 平成29年から3年ごとに固定資産税路線価の増減割合に応じて貸付料を改定する。	変更後	貸付料 年額16,797,182円		
区 分	内 容								
変更前	減額後の貸付料 1 m ² 当たり月額275円（駐輪場部分にあっては、1 m ² 当たり月額137円） 貸付料の改定 平成29年から3年ごとに固定資産税路線価の増減割合に応じて貸付料を改定する。								
変更後	貸付料 年額16,797,182円								
財産の無償貸付け及び減額貸付けの変更について 第12号議案 (まちづくり推進課)	東岡崎駅周辺地区整備北東街区有効活用事業に係る施設（南店舗棟）の用地として貸し付けた土地（平成29年6月23日の議決を経て貸し付けたもの）を次のように変更するもの <table> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>変更前</td><td> 減額後の貸付料 1 m²当たり月額275円 貸付料の改定 平成29年から3年ごとに固定資産税路線価の増減割合に応じて貸付料を改定する。 </td></tr> <tr> <td>変更後</td><td> 貸付料 年額3,763,026円 </td></tr> </table>	区 分	内 容	変更前	減額後の貸付料 1 m ² 当たり月額275円 貸付料の改定 平成29年から3年ごとに固定資産税路線価の増減割合に応じて貸付料を改定する。	変更後	貸付料 年額3,763,026円		
区 分	内 容								
変更前	減額後の貸付料 1 m ² 当たり月額275円 貸付料の改定 平成29年から3年ごとに固定資産税路線価の増減割合に応じて貸付料を改定する。								
変更後	貸付料 年額3,763,026円								
工事請負に関する契約の変更について 第13号議案 (拠点整備課)	名鉄名古屋本線東岡崎駅の交通施設整備事業（第2期分）に関する工事の委託の契約（令和5年6月23日の議決を経て締結したもの）を次のように変更するもの <table> <tr> <th>区 分</th><th>契約金額</th></tr> <tr> <td>変更前</td><td>11,334,000,000円</td></tr> <tr> <td>変更後</td><td>13,759,000,000円</td></tr> <tr> <td>増 減</td><td>2,425,000,000円増額</td></tr> </table>	区 分	契約金額	変更前	11,334,000,000円	変更後	13,759,000,000円	増 減	2,425,000,000円増額
区 分	契約金額								
変更前	11,334,000,000円								
変更後	13,759,000,000円								
増 減	2,425,000,000円増額								

件名	概要								
財産の交換について 第14号議案 (市営住宅課)	譲渡公営住宅に係る土地の転貸借関係を解消するため財産を交換するもの 1 市が交換に供する土地 (1) 所 在 岡崎市羽根町字陣場188番 1 (2) 地 目 山林 (3) 面 積 2,898.88㎡ (4) 価 額 253,000,000円 2 市が交換により取得する土地 (1) 所 在 岡崎市若松町字宮前26番 1 (2) 地 目 宅地 (3) 面 積 3,014.04㎡ (4) 価 額 251,600,000円 3 交換差額の補足 相手方は、市に対し、1,400,000円を支払うものとする。 4 交換の相手方 個人								
和解及び損害賠償の額を定めることについて 第15号議案 (市民病院総務課)	内 容 患者は、令和2年1月16日に胆のう摘出術の術前評価のため、岡崎市民病院の消化器内科外来を受診し、造影剤を使用するCT検査を実施した。また、令和3年11月16日に腹痛のため救急外来を受診し、造影剤を使用しないCT検査を実施した。いずれのCT検査報告書にも胸部大動脈瘤^{りゅう}の所見が指摘されていたが、関わった複数の消化器内科医師がいずれも検査結果を十分に確認しなかったことから、当該所見について患者に対する説明がなされなかった。その結果、患者は専門科を受診する機会がないまま、令和6年12月1日に心肺停止状態で岡崎市民病院に救急搬送され、胸部大動脈瘤破裂により死亡した。 金 額 3,000,000円								
特定事業の契約の変更に ついて 第16号議案 (教育政策課)	岡崎市西部学校給食センター整備事業の契約（令和7年3月21日の議決を経て締結したもの）を次のように変更するもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>契約金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td><td>4,683,740,189円</td></tr> <tr> <td>変更後</td><td>4,701,999,365円</td></tr> <tr> <td>増 減</td><td>18,259,176円増額</td></tr> </tbody> </table>	区 分	契約金額	変更前	4,683,740,189円	変更後	4,701,999,365円	増 減	18,259,176円増額
区 分	契約金額								
変更前	4,683,740,189円								
変更後	4,701,999,365円								
増 減	18,259,176円増額								
特定事業の契約の変更に ついて 第17号議案 (教委施設課)	岡崎市立小中学校空調設備整備事業の契約（平成30年12月21日の議決を経て締結したもの）を次のように変更するもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>契約金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td><td>5,809,466,864円（金利変動、物価変動、制度の変更等により増減があった場合は、当該増減後の額）</td></tr> <tr> <td>変更後</td><td>5,821,296,076円</td></tr> <tr> <td>増 減</td><td>11,829,212円増額</td></tr> </tbody> </table>	区 分	契約金額	変更前	5,809,466,864円（金利変動、物価変動、制度の変更等により増減があった場合は、当該増減後の額）	変更後	5,821,296,076円	増 減	11,829,212円増額
区 分	契約金額								
変更前	5,809,466,864円（金利変動、物価変動、制度の変更等により増減があった場合は、当該増減後の額）								
変更後	5,821,296,076円								
増 減	11,829,212円増額								

条例（25件） 2月19日発送

件名	概要
岡崎市手数料条例の一部改正について 第18号議案 (財政課)	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく税務システムの標準化及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、手数料の規定を整備する等のもの 1 地方税法第20条の10の規定に基づく徴収金又は国民健康保険料若しくは後期高齢者医療保険料に関する事項についての証明書の交付について、手数料の規定を枚数当たりの金額（現行：通数当たりの金額）に改める。 2 建築基準法施行令を引用する規定を整理する。 3 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、要除却認定マンションに係る建替えマンションの容積率の特例許可申請手数料の名称及び事務を改める。 1及び3は、令和8年4月1日から、2は公布の日から施行
岡崎市附属機関設置条例の一部改正について 第19号議案 (行政経営課)	附属機関の新設及び廃止を行うもの 1 計画等の策定の審議のため新設するもの ・岡崎市文化振興推進計画策定委員会 ・岡崎市緑の基本計画策定委員会 ・岡崎市学校適正規模検討委員会 2 法改正等により廃止するもの ・岡崎市行財政調査会 ・岡崎市福祉有償運送運営協議会 令和8年4月1日から施行
岡崎市の債権の管理に関する条例の一部改正について 第20号議案 (納税課)	適切な債権管理を行うため、市の債権に係る遅延損害金の端数処理等について定めるもの 1 市の債権に係る遅延損害金の計算については、その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てることとすることとする。 2 債務者が履行期限までにその債務を履行しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、遅延損害金を減免することができることとする。 公布の日から施行
岡崎市行政手続条例の一部改正について 第21号議案 (総務文書課)	行政手続法の一部改正を踏まえ、不利益処分を行う場合に必要となる聴聞等の通知を公示送達によって行う場合の方法を見直すもの 公示送達による聴聞等の通知は、規則で定める方法により公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに（インターネットによる公表を想定）、公示事項が記載された書面を掲示場に掲示し、又は公示事項を事務所に設置したパソコンの映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うこととする。 令和8年5月21日から施行

件名	概要	要							
岡崎市職員定数条例の一部改正について	消防力の強化等のため、職員の定数の適正化を図るもの								
第22号議案 (人事課)	職員定数の増員								
	<table><tr><td>部局等</td><td>現 行</td><td>改正後</td><td>増減</td></tr><tr><td>消 防</td><td>407</td><td>425</td><td>18</td></tr></table>	部局等	現 行	改正後	増減	消 防	407	425	18
部局等	現 行	改正後	増減						
消 防	407	425	18						
	令和8年4月1日から施行								
岡崎市職員の給与に関する条例等の一部改正について	国家公務員の給与改定に準じ、第二種初任給調整手当の新設及び駐車場等を利用する職員への駐車場等に係る通勤手当の支給を行う等するもの								
	1 第1条部分 岡崎市職員の給与に関する条例 (1) 初任給調整手当について、新たに第二種初任給調整手当を設け、職員に適用される給料表の給料月額のうち職員の属する職務の級及び職員の受ける号給に応じた額等とこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を基に算出した額が、在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額を下回る職員には、その差額を月額に換算した額を支給する。また、これに伴う所要の規定の整備を行う。 (2) 通勤手当について、自動車等使用者に対する支給月額等を規則で定めるとともに、新たに駐車場等に係る通勤手当を設け、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額を支給する。また、通勤手当の支給の日について、支給単位期間に係る最初の月に支給することが困難な場合にはその翌月の規則で定める日とする。とともに、これらに伴う所要の規定の整備を行う。 2 第2条部分 岡崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 企業職員に対して、初任給調整手当を支給できることとする。 3 第3条部分 岡崎市技能業務職員の給与の種類及び基準を定める条例 技能業務職員に対して、初任給調整手当を支給できることとする。 4 第4条部分 岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 公益的法人等へ派遣される職員に対して、初任給調整手当を支給できることとする。 5 第5条部分 岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (1) 初任給調整手当について、新たに第二種初任給調整手当を設け、会計年度任用職員に適用される給料表の給料月額のうち職員の属する職務の級及び職員の受ける号給に応じた額等とこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を基に算出した額が、在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額を下回る職員には、その差額を月額に換算した額を支給する。また、これに伴う所要の規定の整備を行う。								

第23号議案 (人事課)	(2) 岡崎市職員の給与に関する条例を引用する規定を整理する。 令和8年4月1日から施行																																																						
岡崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	他の中核市の報酬額との均衡を図るため、特別職の職員で非常勤のものの報酬の額を改定するもの 特別職の職員で非常勤のものの報酬の額を引き上げる。 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区 分</th><th colspan="3">報酬の額</th></tr><tr><th>単 位</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td colspan="2">教育委員会の委員</td><td>月 額</td><td>80,200円</td><td>88,200円</td></tr><tr><td rowspan="2">選挙管理委員</td><td>委員長</td><td>月 額</td><td>51,000円</td><td>56,100円</td></tr><tr><td>委員</td><td>月 額</td><td>45,300円</td><td>49,800円</td></tr><tr><td rowspan="2">公平委員会の委員</td><td>委員長</td><td>月 額</td><td>33,000円</td><td>36,300円</td></tr><tr><td>委員</td><td>月 額</td><td>30,400円</td><td>33,400円</td></tr><tr><td>監査委員</td><td>議会の議員のうちから選任された委員</td><td>月 額</td><td>56,300円</td><td>57,800円</td></tr><tr><td rowspan="3">農業委員会の委員</td><td>会長</td><td>月 額</td><td>49,900円</td><td>54,800円</td></tr><tr><td>会長職務代理者</td><td>月 額</td><td>43,400円</td><td>47,700円</td></tr><tr><td>上記以外の委員</td><td>月 額</td><td>37,800円</td><td>40,600円</td></tr><tr><td colspan="2">農業委員会の農地利用最適化推進委員</td><td>月 額</td><td>37,800円</td><td>40,600円</td></tr></table>	区 分		報酬の額			単 位	改正前	改正後	教育委員会の委員		月 額	80,200円	88,200円	選挙管理委員	委員長	月 額	51,000円	56,100円	委員	月 額	45,300円	49,800円	公平委員会の委員	委員長	月 額	33,000円	36,300円	委員	月 額	30,400円	33,400円	監査委員	議会の議員のうちから選任された委員	月 額	56,300円	57,800円	農業委員会の委員	会長	月 額	49,900円	54,800円	会長職務代理者	月 額	43,400円	47,700円	上記以外の委員	月 額	37,800円	40,600円	農業委員会の農地利用最適化推進委員		月 額	37,800円	40,600円
区 分				報酬の額																																																			
		単 位	改正前	改正後																																																			
教育委員会の委員		月 額	80,200円	88,200円																																																			
選挙管理委員	委員長	月 額	51,000円	56,100円																																																			
	委員	月 額	45,300円	49,800円																																																			
公平委員会の委員	委員長	月 額	33,000円	36,300円																																																			
	委員	月 額	30,400円	33,400円																																																			
監査委員	議会の議員のうちから選任された委員	月 額	56,300円	57,800円																																																			
農業委員会の委員	会長	月 額	49,900円	54,800円																																																			
	会長職務代理者	月 額	43,400円	47,700円																																																			
	上記以外の委員	月 額	37,800円	40,600円																																																			
農業委員会の農地利用最適化推進委員		月 額	37,800円	40,600円																																																			
第24号議案 (人事課)	令和8年4月1日から施行																																																						
岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	人事院規則に準じ、大規模災害に係る災害応急業務等手当の額を定める等するもの 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、精神保健業務手当の支給要件を定める字句を整理する。 2 災害応急業務等手当の額について、大規模な災害として市長が定める災害に係る業務に従事した場合は1,080円を支給することとする。																																																						
第25号議案 (人事課)	公布の日から施行																																																						
岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	国家公務員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給料表を改定するもの 行政職給料表及び医療職給料表の給料月額を改定する。																																																						
第26号議案 (人事課)	令和8年4月1日から施行																																																						

件 名	概 要
岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について 第27号議案 (情報システム課)	難聴高齢者補聴器購入費補助金の事業の廃止に伴い、個人番号の利用事務の範囲及び庁内連携を行う個人番号利用事務の範囲を見直すもの 難聴高齢者補聴器購入費補助金の事業の廃止に伴い、当該個人番号利用事務を削除する。 令和8年4月1日から施行
岡崎市地域交流センター条例の一部改正について 第28号議案 (市民協働推進課)	地域交流センターの指定管理者がより効果的かつ効率的なサービスを提供することができるようにするため、施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させるもの 地域交流センターの利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。 令和9年4月1日から施行
町及び字の新設に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	岡崎駅東土地地区画整理事業による町及び字の新設に伴い、関係する条例の規定を整理するもの 1 次に掲げる条例の規定中の関係区域に、羽根一丁目、羽根二丁目、羽根三丁目、羽根四丁目、岡崎駅前一丁目、岡崎駅前三丁目、岡崎駅前三丁目、柱東一丁目及び柱東二丁目を加える。 ア 岡崎市役所支所設置条例第2条の表 岡崎支所の所管区域 イ 岡崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例第3条の表(2)項 岡崎市東消防署の管轄区域 ウ 岡崎市消防団条例別表第1 羽根消防団及び岡崎消防団の区域 2 岡崎市役所支所設置条例第2条の表 岡崎支所の位置を「岡崎市羽根二丁目2番地2」(現行:岡崎市羽根町字貴登野15番地)に改める。 3 岡崎市立学校設置条例第2条の表 岡崎市立羽根小学校の位置を「岡崎市羽根北町6丁目29番地」(現行:岡崎市羽根町字池脇24番地2)に改める。 4 岡崎市学区集会施設条例第3条の表 岡崎市羽根学区市民ホームの位置を「岡崎市羽根三丁目6番地13」(現行:岡崎市羽根町字池脇26番地3)に改める。 5 岡崎市学区こどもの家条例第3条の表 岡崎市羽根学区こどもの家の位置を「岡崎市羽根北町6丁目1番地5」(現行:岡崎市羽根町字池下5番地1)に改める。 6 岡崎市児童育成センター条例第3条の表 岡崎市羽根児童育成センターの位置を「岡崎市羽根三丁目6番地13」(現行:岡崎市羽根町字池脇26番地3)に改める。 7 岡崎市シビックセンター条例第3条の表 岡崎市シビックセンターの位置を「岡崎市羽根二丁目2番地2」(現行:岡崎市羽根町字貴登野15番地)に改める。 8 岡崎市市民センター条例第3条の表 岡崎市南部市民センターの位置を「岡崎市羽根二丁目2番地2」(現行:岡崎市羽根町字貴登野15番地)に改める。

第29号議案 (市民課)	岡崎駅東土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行
岡崎市印鑑登録条例の一部改正について	印鑑登録原票の管理の効率化を図るため、これを磁気ディスクにより調製することとするもの
第30号議案 (市民課)	印鑑登録原票について、磁気ディスクにより調製（現行：紙媒体である可視台帳）することとする。 令和8年4月1日から施行
岡崎市竜美丘会館条例の廃止について	施設の老朽化及び文化施設の規模の適正化のため、竜美丘会館を廃止するもの
第31号議案 (文化振興課)	改修費用及び今後の維持管理費を算定した結果、多額の費用がかかること、岡崎市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の規模の適正化に資すること、代替施設の利用が可能であることから、竜美丘会館を廃止する。 令和8年12月29日から施行
アジア・アジアパラ競技大会の開催に伴う中央総合公園スポーツ施設の管理の特例に関する条例の制定について	アジア・アジアパラ競技大会の準備及び開催に係る期間における中央総合公園スポーツ施設の適正な管理を行うため、その特例を定めるもの
第32号議案 (スポーツ振興課)	規則で定めるスポーツ施設を、当該スポーツ施設ごとに令和8年5月1日から令和8年12月31日までの間において規則で定める期間内に利用する場合においては、当該利用に係る対価については、使用料として市の収入とする。 公布の日から施行

件名	概要
岡崎市介護保険条例の一部改正について 第33号議案 (介護保険課)	介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の算定に関する基準を改め、並びに地方税における給与控除の見直しに伴う令和8年度の保険料率の算定に関する所要の規定を整備し、及び令和8年度の保険料の減免の特例について定めるもの 1 介護保険の第1号被保険者の保険料に関する所得基準のうち、第1段階及び第4段階について、809,000円から826,500円に基準を見直す。 2 地方税における給与所得控除の見直しに伴い、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定において、給与所得を有する第1号被保険者であって、令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上190万円未満である者のうちの一部の者の合計所得金額の計算に当たり、給与所得控除の見直し前と同額となるよう、当該者の給与所得の金額に調整のための額を加える。 3 地方税における給与所得控除の見直しに伴い、令和8年度の保険料率の算定に関する基準について、次の特例を設ける。 - ア 令和8年度の保険料率の算定について、第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和7年の給与所得を有する者であって、一定の条件に該当する者があるときは、当該第1号被保険者は、市町村民税世帯非課税者に該当しないものとみなす。 - イ 令和8年度の保険料率の算定について、第1号被保険者が、令和7年の給与所得を有する者であって、一定の条件に該当するときは、当該第1号被保険者は、市町村民税が課されていない者に該当しないものとみなす。 4 2及び3により保険料率の算定について市町村民税が課されているとみなされた場合には、市長が特別の事情があると認める場合として、令和8年度に限り、保険料を減免できることとする。 令和8年4月1日から施行

件名	概要
岡崎市国民健康保険条例の一部改正について 第34号議案 (国保年金課)	国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の納付義務者に対する賦課額として合算する額に子ども・子育て支援納付金賦課額を追加し、及び保険料の基礎賦課限度額を引き上げるとともに、保険料の軽減対象を拡大し、保険料賦課の適正化を図る等のもの 1 保険料における子ども・子育て支援納付金の賦課等 (1) 保険料の納付義務者に対する賦課額として合算する額に、子ども・子育て支援納付金賦課額を追加する。 (2) 子ども・子育て支援納付金の賦課総額の計算方法を定める。 (3) 子ども・子育て支援納付金の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。 (4) 子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができないものとする。 2 保険料における子ども・子育て支援納付金の減額 (1) 世帯主等につき算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に57万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合には、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額並びに世帯別平等割額を減額する。 (2) 世帯に出産被保険者がある場合には、被保険者所得割額及び被保険者均等割額並びに18歳以上被保険者均等割額を減額する。 (3) 世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合においては、当該被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額する。 3 保険料の基礎賦課限度額を67万円(現行:66万円)に改める。 4 保険料の軽減措置について、軽減判定所得の基準を次のように改める。 (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を31万円(現行:305,000円)に引き上げる。 (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を57万円(現行:56万円)に引き上げる。 令和8年4月1日から施行

件 名	概 要
岡崎市食文化の継承及び振興に関する条例の制定について 第35号議案 (保健政策課)	先人から受け継いだ岡崎の食文化を次世代に引き継ぐため、その継承及び振興に関し、市、市民、事業者等の役割を定めるもの 1 市、市民、教育に携わる者及び事業者の役割を定め、もって岡崎の食文化の持続的な発展に寄与することを目的とする。 2 岡崎の食及びこれに係る製法、調理法、作法その他の食の様式に関する本市固有の文化を岡崎の食文化と定義する。 3 岡崎の食文化の継承及び振興に関し、市、市民、教育に携わる者及び事業者の役割を定める。 令和8年4月1日から施行
岡崎市保育所条例及び岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部改正について 第36号議案 (保育課)	市の公立保育所において乳児等通園支援事業を実施するに当たり、その利用料を定める等するもの 1 岡崎市保育所条例の一部改正 (1) 規則で定める保育所において、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を行うこととする。 (2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を利用する子どもの保護者が支払う利用料は、岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例で定めることとする。 2 岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部改正 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用料（乳児等通園支援利用料）は、1時間につき300円以内で規則で定める額とする。 令和8年4月1日から施行
岡崎市火災予防条例の一部改正について 第37号議案 (予防課)	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、簡易サウナ設備に係る位置、構造及び管理の基準を定める等するもの 1 対象火気設備等の種類に簡易サウナ設備を定め、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理に関する基準を定める。 2 住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及促進を加える。 3 簡易サウナ設備について、相対的に火災危険性が低いと考えられる個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出を要することとする。 令和8年3月31日から施行

件 名	概 要
岡崎市水道事業給水条例の一部改正について 第38号議案 (上下水道部総務課)	災害その他非常の場合における給水装置の早期復旧のため、他の水道事業者又は他の水道事業者が指定した者が給水装置工事を行うことができるよう規定を改めるもの 災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、他の水道事業者又は他の水道事業者が指定した者が給水装置工事を行うことができることとする。 令和8年4月1日から施行
岡崎市下水道条例の一部改正について 第39号議案 (上下水道部総務課)	災害その他非常の場合における排水設備の早期復旧のため、他の市町村長等が指定した者が排水設備等の工事を行うことができるよう規定を改めるとともに、持続可能な下水道事業の経営を確保するため、公共下水道使用料の額を改めるもの 1 災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、他の市町村長等が指定した者が排水設備工事を行うことができることとする。 2 公共下水道使用料の額を改める。 1は令和8年4月1日、2は令和9年4月1日から施行
岡崎市衛生設備資金貸付条例の一部改正について 第40号議案 (上下水道部総務課)	遅延損害金に係る債権管理の事務の見直しに伴い、その利率を見直すもの 遅延損害金の利率を法定利率（現行：年10.75パーセント）とする。 令和8年4月1日から施行
岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について 第41号議案 (上下水道部総務課)	公共下水道の事業計画の変更に伴い、計画処理人口、計画処理区域面積及び計画1日最大汚水量を改めるもの 事業計画の変更に伴い、計画処理人口を363,960人（現行：363,835人）に、計画処理区域面積を6,188ヘクタール（現行：6,183ヘクタール）に、計画1日最大汚水量を160,026立方メートル（現行：159,909立方メートル）に改める。 令和8年4月1日から施行
岡崎市農業集落排水処理施設条例の一部改正について 第42号議案 (上下水道部総務課)	災害その他非常の場合における排水設備等の早期復旧のため、他の市町村長等が指定した者が排水設備等の工事を行うことができるよう規定を改めるもの 災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、他の市町村長等が指定した者が排水設備又は除害施設の設置等の工事を行うことができることとする。 令和8年4月1日から施行

予算（28件） 2月19日発送

件	名
第43号議案 (財政課)	令和7年度岡崎市一般会計補正予算（第11号）
第44号議案 (地域創生課)	令和7年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）
第45号議案 (国保年金課・市民病院総務課)	令和7年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
第46号議案 (医療助成室)	令和7年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
第47号議案 (介護保険課)	令和7年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）
第48号議案 (庁舎車両管理課)	令和7年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第2号）
第49号議案 (市民病院総務課)	令和7年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第3号）
第50号議案 (市街地整備課)	令和7年度岡崎市岡崎駅東土地地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）
第51号議案 (中山間政策課)	令和7年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算（第2号）
第52号議案 (中山間政策課)	令和7年度岡崎市形埜財産区特別会計補正予算（第2号）
第53号議案 (市民病院総務課)	令和7年度岡崎市病院事業会計補正予算（第3号）
第54号議案 (経営管理課)	令和7年度岡崎市水道事業会計補正予算（第3号）
第55号議案 (経営管理課)	令和7年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第4号）
第56号議案 (財政課)	令和8年度岡崎市一般会計予算
第57号議案 (地域創生課)	令和8年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計予算
第58号議案 (国保年金課・市民病院総務課)	令和8年度岡崎市国民健康保険事業特別会計予算
第59号議案 (医療助成室)	令和8年度岡崎市後期高齢者医療特別会計予算
第60号議案 (介護保険課)	令和8年度岡崎市介護保険特別会計予算
第61号議案 (庁舎車両管理課)	令和8年度岡崎市継続契約集合支払特別会計予算
第62号議案 (市民病院総務課)	令和8年度岡崎市額田北部診療所特別会計予算
第63号議案 (市民病院総務課)	令和8年度岡崎市こども発達医療センター特別会計予算
第64号議案 (市街地整備課)	令和8年度岡崎市岡崎駅東土地地区画整理事業清算金特別会計予算
第65号議案 (子育て支援室)	令和8年度岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

第66号議案 (中山間政策課)	令和8年度岡崎市宮崎財産区特別会計予算
第67号議案 (中山間政策課)	令和8年度岡崎市形埜財産区特別会計予算
第68号議案 (市民病院総務課)	令和8年度岡崎市病院事業会計予算
第69号議案 (経営管理課)	令和8年度岡崎市水道事業会計予算
第70号議案 (経営管理課)	令和8年度岡崎市下水道事業会計予算

(補正予算概要)

(単位:千円)

会 計 別	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
一 般 会 計	162,543,814	5,362,927	167,906,741
特 別 会 計	75,584,031	111,802	75,695,833
企 業 会 計	67,133,385	△907,509	66,225,876
計	305,261,230	4,567,220	309,828,450

(一般会計)

歳入歳出予算款別補正額

(単位:千円)

款	歳 入 補 正 額	款	歳 出 補 正 額
1 市 税	770,000	1 議 会 費	△5,331
4 配 当 割 交 付 金	200,000	2 総 務 費	3,180,486
5 株式等譲渡所得割交付金	600,000	3 民 生 費	△660,890
7 地方消費税交付金	400,000	4 衛 生 費	△230,525
14 分担金及び負担金	△1,162	5 労 働 費	△2,000
15 使用料及び手数料	△69,190	6 農 林 業 費	19,862
16 国 庫 支 出 金	1,478,848	7 商 工 費	△33,707
17 県 支 出 金	△133,805	8 土 木 費	△657,312
18 財 産 収 入	△36,811	9 消 防 費	△9,854
19 寄 附 金	19,861	10 教 育 費	3,762,198
20 繰 入 金	△87,717		
21 繰 越 金	869,545		
22 諸 収 入	△76,642		
23 市 債	1,430,000		
歳 入 合 計	5,362,927	歳 出 合 計	5,362,927

(単位:千円)

区 分	経 費 の 概 要
総 務 費	職員給与費等 348,534
	財政調整基金積立金 2,090,379
	公共施設保全整備基金積立金 1,113,438
	シビックセンター施設整備工事請負費 △189,276
民 生 費	子ども医療扶助費 △293,225
衛 生 費	予防接種事業費 △220,293
	水道事業会計出資金 186,448
土 木 費	道路整備工事請負費（スマートインターチェンジ整備事業） 168,927
	若松線街路改良工事委託料 650,369
	東岡崎駅周辺地区整備基金積立金 506,619
	南公園施設購入費 △1,050,000
	岡崎中央総合公園整備工事請負費 △401,319
教 育 費	小学校施設保全工事請負費 376,326
	中学校校舎等特別整備工事請負費 1,580,857
	中学校屋内運動場改修工事請負費 1,896,290
	美術博物館施設整備工事請負費 △188,746

継続費（追加）

(単位:千円)

事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
小学校校舎改修事業 （矢作北小学校東棟）	877,298	令和7年度	70,379
		令和8年度	76,588
		令和9年度	730,331
中学校校舎改修事業 （美川中学校北棟）	1,326,820	令和7年度	122,713
		令和8年度	95,917
		令和9年度	1,108,190
美川中学校校舎整備事業	84,425	令和7年度	4,139
		令和8年度	0
		令和9年度	80,286
旧西部学校給食センター 解体事業	159,720	令和7年度	7,986
		令和8年度	151,734

繰越明許費（追加）

(単位:千円)

事 業 名	金 額
水道事業会計出資事業	294,966
小学校施設保全事業（連尺小学校ほか4校）	389,031

繰越明許費（変更）

（単位：千円）

補 正 前		補 正 後	
事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
地域脱炭素移行推進事業	146,377	地域脱炭素移行推進事業	283,878
道路ストック点検修繕事業	181,750	道路ストック点検修繕事業	243,750
阿知和地区工業団地関連道路整備事業	67,700	阿知和地区工業団地関連道路整備事業	1,270,353
スマートインターチェンジ整備事業	455,400	スマートインターチェンジ整備事業	688,501

（特別会計）

繰越明許費（変更）

（単位：千円）

補 正 前		補 正 後	
事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
阿知和地区工業団地造成事業	23,161	阿知和地区工業団地造成事業	2,580,575

（企業会計）

（単位：千円）

会 計 名	補 正 額	経 費 の 概 要	
病 院 事 業	△442,085	医療器械備品購入費	△336,547
水 道 事 業	535,742	施設工事費	669,785
		管路強靱化工事費	162,000
下 水 道 事 業	△1,001,166	管渠施設築造工事費	△321,870
		管渠施設改良工事費	169,119

※ 国の令和7年度補正予算対応事業

（単位：千円）

区 分		事 業 名	金 額
一 般 会 計	総 務 費	戸籍整備事業	17,083
		住民基本台帳整備事業	12,650
	農 林 業 費	県営かんがい排水事業費負担事業	18,048
		県営ため池整備事業費負担事業	7,300
		県営たん水防除事業費負担事業	23,200
	土 木 費	交通安全施設整備事業	3,800
		道路ストック点検修繕事業	62,000
		急傾斜地崩壊対策事業	5,625
		スマートインターチェンジ整備事業	168,927
		若松線整備事業	700,582
	消 防 費	災害対策設備整備事業	10,503
	教 育 費	小学校施設保全事業	388,861
		小学校校舎改修事業	70,379
		中学校校舎改修事業	1,582,234
		中学校屋内運動場改修事業	1,896,290

		矢作中学校校舎整備事業	73, 566
		岩津中学校校舎整備事業	63, 637
		美川中学校校舎整備事業	4, 139
		旧西部学校給食センター解体事業	7, 986
		一般会計 計	5, 116, 810
水道事業会計		水道施設更新事業等	831, 785
下水道事業会計		地震対策及び老朽化対策事業	298, 000
		企業会計 計	1, 129, 785
		一般会計・企業会計 合計	6, 246, 595

同意（１件） 閉会日提出

件名	概要
岡崎市宮崎財産区管理会の委員の選任について 同意第１号 (中山間政策課)	杉浦傑氏（１期）の辞職（令和８年３月31日）に伴い、後任者を選任するもの

報告（４件） ２月19日発送

件名	概要
和解及び損害賠償の額を定める専決処分について 報告第１号 (介護保険課)	日 時 令和７年９月30日午後０時50分頃 場 所 岡崎市百々西町地内 内 容 要介護認定調査の訪問先へ向かうため、店舗駐車場において岡崎市職員所有の自動車が増進区画から後進したところ、対面の増進区画に駐車しようとしていた相手方自動車に接触し、相手方所有の自動車の前部バンパー等及び岡崎市職員所有の自動車の後部バンパー等が損傷した。 金 額 161,900円（過失割合 市70%、相手方30%） 令和８年１月５日専決
岡崎市保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について 報告第２号 (保健政策課)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定を整理するもの 令和８年１月26日専決 令和８年５月１日から施行
和解に関する専決処分について 報告第３号 (子育て支援室)	未払の母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の支払に関する和解を行ったもの 令和８年２月４日専決
岡崎市こども発達センター条例及び岡崎市友愛の家条例の一部を改正する条例の専決処分について 報告第４号 (こども発達相談センター) (障がい福祉課)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定を整理するもの 令和８年２月４日専決 公布の日から施行